

## 第3回 山梨県障害者幸住条例改正検討委員会 【会議概要】

日時：平成26年8月26日(火)午後1時30分から午後3時45分

場所：県庁防災新館406会議室

委員：石合委員、久保委員、佐久間委員、佐々木委員、竹内委員、  
長澤委員、仁科委員、早川委員長、保坂委員、宮崎委員、  
望月委員、柳田委員、山西委員

### 1 開会

### 2 委員長(部会長)あいさつ

### 3 議事

#### (1) 山梨県障害者幸住条例の構成について

資料により、条例改正の全体像、改正後の条例の構成(案)について事務局から説明した。

#### 《意見交換等》

##### 石合委員

- ・総則部分は、追加する文章もあると考えるが、内容的には現行条例の条項でよいと考える。第2章に福祉のまちづくりを組み入れることもよいと考える。
- ・障害者基本法は、詳細な文章で書かれており、あいまいな言い回しが少なくなってきたので、書き方について障害者基本法を参考にしてほしい。
- ・障害者基本法の目的と現行条例の目的は内容的に違いすぎるので、障害者基本法を参考にしてほしい。

##### 柳田委員

- ・第3章の項目名が「障害を理由とする差別の禁止」と、「禁止」という言葉を使っているが、国の法律は「解消」としている。禁止は押さえ込む意味合いがあり、解消は消し去るという意味合いになるので、条例の書き方においても使い分けは留意する必要がある。

##### 長澤委員

- ・現行の条例には、福祉教育の推進に関する規定がある。これは、他道府県に見られない山梨ならではの規定だと思いますので、ぜひ残してもらいたい。広い分野で福祉教育の推進は非常に大切だと考える。

##### 竹内委員

- ・事務局の説明では、改正する条例は第2章のなかに「福祉のまちづくり」を組み入れるということであるが、福祉のまちづくりの推進は、多くの関係機関が

対応するもので、広く県民の理解がなければ進められない。そういった意味からも別章立てにして強調すべきであるとする。

#### 佐久間委員

- ・ 条例を見直すにあたり、障害者当事者の声をしっかりと聴取することが重要であり、障害当事者も何らかの形で、条例の見直しに参加してもらうのが必要と考える。国の制度改革もそう対応している。
- ・ 女性に対する差別が取り上げられていない。障害のある女性は、様々な困難や条件がある。出産や子育ての支援不足、自立の難しさ、性暴力や虐待など女性特有の問題がある。条例のなかでもきちんと女性差別を取り上げることが大切であるとする。

#### (2) 障害者差別解消に係る規定(案)について

資料 - 1、資料 - 2により、障害者差別の禁止事項を規定する分野、規定内容について事務局案を説明した。

#### 《意見交換等》

##### (福祉サービスの提供分野)

#### 山西委員

- ・ 入所サービスの利用強制を禁止と書いてあるが、障害者が入所せざるを得ないという状況もあることから、骨格提言の提言内容を参考に、禁止内容の書き方を「住み慣れた地域で生活するために必要なサービスを提供しないこと」又は「地域で暮らす他の者との平等を基礎として生活することを可能とする福祉サービスの提供をしないこと」と規定してはどうか。  
障害者がノーマライゼーションの理念の下、普通に生活するためには福祉サービスが必要であるが、市町村や事業所等から十分なサービス提供がないため、やむなく入所している、自宅にこもっているケースがある現状を認識してほしい。

##### (医療の提供分野)

#### 佐々木委員

- ・ 医療分野の禁止内容 について、障害のある人が診察に来ると、医師もスタッフも実際はかなり気を遣って対応している。よほどのことがない限り、受診を拒否することはないと考える。外見から障害者とは見えない人が突然騒ぐなど突発的なことがあれば、障害のない人が騒いだと勘違いして注意することはあるかもしれない。
- ・ 禁止内容 について、たいてい障害のある人はひとりで診察に来ることはなく、保護者等といっしょに受診に来る。本人に分からなくても、付き添いの人によく説明し、よく理解していただき、本人等が納得したうえで、医療を進めることが大切だと考える。説明なしで入院や退院をさせてしまうことが問題である。

## 望月委員

- ・一見して障害があるか分からない人もいる。知的障害者は一人で受診することはなく、保護者等に説明すれば問題はないが、障害者本人のことを本人抜きで決めないでという障害者権利条約を決めるときの精神もあり、家族の支援も含めて、本人の意思確認を大事にするようにしてほしい。

## 石合委員

- ・障害のある人が大きな声を上げるなど、そういった障害者の特性を一般の人が理解を深め、それを受け入れる度量を持ってほしい。

## 柳田委員

- ・長期入院の強制又は隔離の解消に関しては、精神障害者保健福祉法等で緻密に規定しているので、そちらに任せてもよいのではないかと。むしろ、県の条例では医療の提供の拒否等を重視するべき。あまりないということだが、入所施設を使わないで地域移行を進める研究のなかで、地域の医療基盤の脆弱さが問題となった。例えば、耳鼻咽喉科で器具を見ただけで障害者が萎縮して医療を受けないというケースがある。こういった障害者に医療をどう届けるか。医療が必要な障害者にしっかりと医療が届くようにするという観点で条文を考えるべき。

## (労働及び雇用の促進分野)

### 柳田委員

- ・採用等、労働条件等、解雇の3つに関して差別解消の規定を設ける予定であるが、もう1つ「職場環境の改善」をどうしていくかが問題点になるのではないかと。この点を条例でどう取り上げていくか検討が必要と考える。

### 竹内委員

- ・身体障害者福祉法が昭和24年に制定されて以降、障害者団体が言い続けたのが、障害者雇用の強制雇用を実現してほしいということ。現行の障害者雇用率が定めておきながら、山梨県は達成していない、全国平均を下回っている。とりわけ公の機関が低い。障害者雇用率の遵守、確保についてしっかりと条例に位置づけてほしい。

## (教育の提供分野)

### 久保委員

- ・主体ですが、教育委員会とあるが、県だけでなく市町村も含んでいることを、委員の間でも認識してほしい。
- ・禁止内容 について、現行の学校教育法では、基本的に就学先の最終決定は義務教育の段階では、市町村教育委員会となっている。本人・保護者の意見を最大限尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を原則とし、という下りとなっている。禁止内容 の文面と少し離れているので、学校教育法との兼ね合いを考えて、文面を工夫ほしい。
- ・教育分野だけ除外内容を設けないとの説明であるが、ある程度の除外規定を設けることが必要ではないかと。合理的ではない要望、最近の例で、知的障害児で

あるが、保護者が知的障害の学校ではなく、肢体不自由の学校に通わせたいとことがあったが、こういう要望も、除外規定がないと受けざるを得ない。除外規定について再度検討してほしい。

(建物・公共交通機関の利用分野)

柳田委員

- ・現行条例で、福祉のまちづくりが進んだということだが、福祉のまちづくりの効果をしっかりと検証する必要がある。改正する条例に残すべき規定は残していくようにしたほうがよい。

(不動産の取引分野)

山西委員

- ・障害者差別解消法に一番期待したことだが、グループホーム等の建設、あるいは家を借りて実施しようとするときに、周辺の住民の反対で開設できないことが多々ある。このことについて、一步踏み込んで条例において協力規定などを設けるようにしてほしい。

望月委員

- ・グループホームを開設しようとしたとき、大家さんは賛成、地域も賛成してくれたが、近隣が反対して開設に時間がかかったことがあった。総論賛成で各論反対ということで、グループホームができない状況があることを知ってもらいたい。

(情報の提供分野・意思表示の受領分野)

竹内委員

- ・障害者への防災や災害時の情報提供、県が市町村に対する技術的な支援等ができることについて、条例にしっかり組み入れてほしい。

仁科委員

- ・差別解消の規定において、除外内容を規定するようだが、合理的な理由ややむを得ないという事項など、これらのことは誰が判断するのか、分からない。

柳田委員

- ・障害者差別の問題が発生した場合、障害者総合支援法において定める地域自立支援協議会で検討が可能と考える。今回、障害福祉計画の改定の年度、それを踏まえて、県内各地で立ち上がっている。協議会は、相談等の機能をもっているので、市町村で解決できなかったものは、県にあがって県が調整するという流れができると考える。

(3) 障害者差別に係る相談・紛争の防止等の考え方(案)について

資料 により、他道府県の条例において、障害を理由とした差別があった場合の相談体制や紛争防止・解決の取組などの規定について説明した。

## 《意見交換等》

### 石合委員

- ・紛争解決ができる組織、知事に勧告等を求めることができる組織はぜひ作ってもらいたい。また、障害者差別解消法第19条では組織における守秘義務、また同法第18条では組織の事務等が規定されているので、それも参考に検討してもらいたい。

## (4) 総則等の規定に関する考え方(案)について

資料 により、改正条例における総則や罰則、附則の規定に関する考え方について説明した。

## 《意見交換等》

### 仁科委員

- ・附則に見直し規定を設けることは必要であると考え。また、項目名は「罰則」となっているが、他県の条例を見ると守秘義務違反となっている。守秘義務違反を抑えるためには「罰則」という言葉は合わないと考え。

### 竹内委員

- ・守秘義務違反をした場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を規定するので、「罰則」でよいと考え。
- ・前回の委員会で提言した、条例の実効性の確保のため、検証機関の規定を検討してほしい。

## (5) その他

事務局から、障害者等関係団体との意見交換会(9月8日~19日)の実施と、自立支援協議会との座談会の実施について連絡した。

## 4 その他

### 次回委員会の開催

平成26年9月30日(火)午後1時30分を予定

以上